

（周知）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の公布

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会での審議を終え、2026 年 7 月 31 日付で公布されました。今回の改正は、従来の「建築物の運用時の省エネ」から一步踏み込み、資材調達・施工・解体までを含めた「建築物のライフサイクルカーボン*」の評価・削減を本格的に促す内容等となっています。今後の設計実務に直結する内容となりますので、概要をお知らせさせていただきます。

詳細は[こちら](#)からご確認ください（国土交通省HPの閣議決定時の報道発表に遷移します。）。

※資材調達から解体までを含めた建築物のCO₂排出量

1. 建築物のライフサイクルカーボン評価制度（公布の日から2年以内施行）

- ・建築物の建築にあたり、ライフサイクルカーボン評価の実施を建築主の努力義務とする。また、設計の委託を受けた建築士は、建築主に対し、これに必要な事項の説明その他の協力を行う。
- ・一定の用途・規模の建築物の建築（新築・増築・改築）にあたり、着工の14日前までにライフサイクルカーボン評価の結果等を国土交通大臣に届出ることを建築主に義務付ける制度の創設（具体の用途及び規模は政令で規定）

2. 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定（公布の日から1年以内施行）

- ・先導的な省エネ技術（Web プログラムで評価できない、いわゆる「未評価技術」）を用いた建築物において、国土交通大臣が個別の建築物に対し ZEH・ZEB 水準適合を認定する制度の創設。

3. 上位の住宅トップランナー制度（公布の日から1年以内施行）

- ・市場のおおむね 1/4 を占める住宅供給事業者を上位住宅トップランナーとして指定し、当該事業者は、目標を含む中長期的な計画を策定し、その取組状況を毎年度国土交通大臣に報告する義務。

4. 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度（公布の日から2年以内施行）

- ・建築物の環境性能（省エネ性能又はライフサイクルカーボン）について、登録機関による第三者認証を受け、認証に係る証票を表示する制度の創設

※当社では、「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」として2の認定の事前評価及び新設された「登録建築物環境性能認証機関」として4の認証に係る業務を行う予定です。

以上